

議第18号

高山市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

高山市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

高山市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歩道)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、その他の道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第9号</u>の特定道路を除く。）にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(歩道)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、その他の道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）<u>第2条第10号</u>の特定道路を除く。）にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。